明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ト　観測井を設置する方法
チ　地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度
リ　地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法
二　透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止
イ　当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報
ロ　評価地点及び当該評価地点に設定した理由
ハ　目標地下水濃度及び当該目標地下水濃度に設定した理由
ニ　透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置する地点及び当該地点に当該透過性地下水浄化壁を設置する理由
ホ　透過性地下水浄化壁を設置する方法
ヘ　透過性地下水浄化壁により汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする方法及び当該方法により目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認した結果
ト　目標地下水濃度を超える汚染状態にある地下水が当該土地の地下水の評価地点より下流側に拡大し